

提出議案の概要

【土木建築部港湾課】

【議案名】

乙第4号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

本部港を利用する者の利便性及び安全性の向上を図るため、本部港に立体駐車場を整備することに伴い、使用料の徴収根拠を定め、その管理に関する事務の一部を権限移譲の協議が整った伊江村へ移譲する等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 本部港立体駐車場の管理に関する事務の一部を、権限移譲の協議が整った伊江村が処理することとする。(第31条関係)
- 2 本部港立体駐車場の使用料の徴収根拠を定める。(別表第2、別表第5及び別表第7関係)
- 3 その他所要の改正を行う。(第2条、第5条の2、第12条、第14条から第16条まで、第19条、第23条、第30条、別表第1及び別表第3関係)
- 4 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、3は、公布の日から施行する。(附則)

【説明】

1 施設概要

構造：2層3階
収容台数：381台
敷地面積：6,747㎡
総事業費：約12億円

2 料金(案)

普通駐車(短期利用)：1台1時間につき100円、6時間を超え24時間までは700円。24時間を超える場合は前述を加算。

定期駐車券による駐車(長期利用)：1台1月につき3,100円



乙第4号議案

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「あつた」を「あった」に改め、同条第3号中「あつて」を「あって」に改める。

第5条の2中「転びよう」を「転びょう」に改める。

第12条中「あつた」を「あった」に改める。

第14条中「終わつた」を「終わった」に改める。

第15条中「き損」を「毀損」に改める。

第16条中「あつて」を「あって」に改める。

第19条中「あつた」を「あった」に改め、「指定管理港湾施設ごとに」を削り、同条第3号中「沿つた」を「沿った」に改める。

第23条第1項中「に掲げる」を「の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改める。

第30条の表第14条の項中「終わつた」を「終わった」に改める。

第31条を次のように改める。

第31条 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる港湾又は港湾施設に係る同表の右欄に掲げるものは、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、それぞれ当該港湾又は港湾施設の所在市町村が処理することとする。

港湾又は港湾施設	事務
前泊港 野甫港 仲田港 内花港 奥港 古宇利港 伊江港 本部町に所在する水納港	1 第3条第6号から第10号までに掲げる行為の許可に関する事務
本部港（浜崎地区及び瀬底地区） 金武湾港（金武地区、並里地区、伊芸地区及び屋嘉地区） 金武湾港（石川地区、天願地区、屋慶名地区、平安座南地区、宮城地区、伊計地区、浜地区及び比嘉地区） 中城湾港（津堅	2 第4条に規定する港湾施設の使用の禁止又は制限に関する事務 3 第5条に規定する放置物件の除去命令に関する事務 4 第5条の2に規定する船舶に対

<p>地区及びアギ浜地区) 中城湾港(熱田地区) 中城湾港(西原与那原地区(西原町の区域内に所在する西原・与那原マリパーク以外の港湾施設)) 中城湾港(馬天地区、仲伊保地区及び安座真地区) 徳仁港 兼城港 栗国港 渡嘉敷港 座間味港 安護の浦港 慶留間港 北大東港 南大東港 来間・前浜港 長山港 多良間港 多良間村に所在する水納港 白浜港 上地港 竹富東港 黒島港 小浜港 鳩間港 船浦港 仲間港 船浮港 祖納港</p>	<p>する移動命令等に関する事務</p> <p>5 1 から 4 までに掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの</p>
---	---

2 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、運天港にあつては今帰仁村が、本部港(渡久地地区及び本部地区に限り、本部港立体駐車場を除く。)にあつては本部町が処理することとする。

- (1) 第3条第6号から第10号までに掲げる行為の許可に関する事務
- (2) 第4条に規定する港湾施設の使用の禁止又は制限に関する事務
- (3) 第5条に規定する放置物件の除去命令に関する事務
- (4) 第5条の2に規定する船舶に対する移動命令等に関する事務
- (5) 第5条の3に規定する関係書類の提示に関する事務
- (6) 第6条の入港届又は出港届の受理に関する事務
- (7) 第6条の2の規定による港内営業の届出の受理に関する事務
- (8) 第7条に規定する港湾施設(港湾施設用地、旅客施設及び事務所を除く。)の使用許可に関する事務
- (9) 第8条に規定する使用料(港湾施設用地、旅客施設及び事務所に係る使用料を除く。)の徴収に関する事務
- (10) 第12条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関する事務
- (11) 第13条に規定する使用許可の取消し等に関する事務
- (12) 第14条に規定する原状回復の検査等に関する事務
- (13) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの

3 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、本部港（本部港立体駐車場に限る。）に係る次に掲げるものは、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、伊江村が処理することとする。

- (1) 第3条第10号に規定する行為の許可に関する事務
- (2) 第4条に規定する港湾施設の使用の禁止又は制限に関する事務
- (3) 第5条に規定する放置物件の除去命令に関する事務
- (4) 第7条に規定する港湾施設の使用許可に関する事務
- (5) 第8条に規定する使用料の徴収に関する事務
- (6) 第12条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関する事務
- (7) 第13条に規定する使用許可の取消し等に関する事務
- (8) 第14条に規定する原状回復の検査等に関する事務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの

別表第1 阿護の浦港の項中「阿護の浦港」を「安護の浦港」に改める。

別表第2に次のように加える。

本部港立体駐車場使用料	普通駐車（普通自動車に限る。）	1台1時間につき	100円（使用時間が6時間を超え24時間までの場合にあっては、700円）
	定期駐車券による駐車（普通自動車に限る。）	1台1月につき	3,100円

別表第2備考に次のように加える。

9 「普通自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に規定する普通自動車をいう。

10 本部港立体駐車場の使用時間が24時間を超える場合にあっては、24時間ごとにこの表に掲げる本部港立体駐車場使用料（普通駐車に限る。）の額を算出し、これらの額を合算した額とする。

別表第3中「開きよ水路」を「開きよ水路」に改める。

別表第5備考5中「（昭和35年総理府令第60号）」を削る。

別表第7を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第5条の2、第12条、第14条から第16条まで、第19条、第23条、第30条、別表第1及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

令和元年11月27日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

本部港を利用する者の利便性及び安全性の向上を図るため、本部港立体駐車場を整備することに伴い、その使用料の徴収根拠を定めるとともに、管理に関する事務の一部を、権限移譲の協議が整った伊江村が処理することとする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。